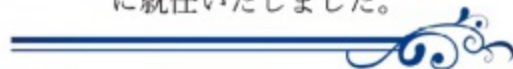




恩田佳幸 副委員長



令和2年第2回岐阜県議会臨時会  
において、議員各位のご推挙により  
『農林委員会 副委員長』  
に就任いたしました。



岐阜県そして山県市にとっても今後の農林業は大きな挑戦を進めていく分野であります。

農業分野では『農産物の販路拡大』や『スマート農業の推進』『CSF・ASF対策の充実・強化』『多様な担い手づくり』『売れるブランドづくり』『住み良い農村づくり』『甚大化する自然災害等に対応した農業・農村の強靱化』等の取り組みを推進していきます。

林業分野では担い手対策として『新規就業者の確保・育成・定着』や『生産性向上に向けた『機械化』『ICT技術』等の推進』を進めていきます。

又、『ぎふ木育』の推進や『県産材の販路拡大』『第3期森林づくり基本計画』に基づき、森林経営管理制度にかかる市町村支援や主伐・再造林の推進、効率的な木材生産体制の強化、『清流の国ぎふ森林・環境税』を活用した自然環境の保全・再生等の取り組みを進めていき100年先の森づくりを形にしていきます。

山県市では平成29年度の高病原性鳥インフルエンザや31年度からのCSF(豚熱)等の大きな被害が発生しました。経営者の皆様は最先端の施設整備や適切な衛生管理を実施し続けて頂いたにも関わらず大きな被害が発生してしまいました。

農林分野でまじめに頑張る方々を応援したい。次代を担う事業者の皆様が安心して経営でき、県民の皆様が安全で美味しい農作物や肉・魚を食べる事ができる。いつまでも豊かな自然に囲まれ、その恵みが実感できる岐阜県や山県市を守っていくために農林委員会の副委員長として努めていきます。

活動  
報告書  
No.

24

挑戦

せずして、  
未来  
が開けますか。

We have potentials

Potential  
安心も自立も挑戦の先にある

岐阜県議会議員 Onda Yoshiyuki

恩田よしゆき

岐阜県議会議員 恩田よしゆき事務所  
〒501-2104 岐阜県山県市東深瀬846-1  
TEL0581-32-9597 FAX0581-32-9598  
HP 恩田よしゆき 岐阜県  
岐阜県議会議員 恩田よしゆき後援会 討議資料 No. 74

# 岐阜県議会定例会

一般質問

市町村による公共交通の代替輸送に関する取り組みへの支援について



岐阜県内においても、多くの地域で災害が発生しており、土砂流出や斜面崩壊などが原因で県管理道路が寸断し、孤立集落が発生する等の影響も出ています。

このような場合、行政は先ず一刻も早い災害からの復旧を目指す必要があるため、やむを得ず路線バスなどの公共交通が一時的に運行中止となることもあります。

他方で、「代替となる公共交通の確保」や「仮設道路の設置等による早期運行再開」は、多くの県民の皆様が期待するところです。

そこで、最近2年間の県内の実績を見てみますと、災害復旧工事等による県管理道路の通行止めは、平成30年度に92件、令和元年度(2月末時点)11件発生しています。

山県市内においても、平成30年に国道418号旧美山町葛原下市井地内において斜面が崩落したため、道路管理者である県において速やかに応急的な工事が実施されました。そして昨年12月からは、恒久的な対策として、斜面を安全な状態にする防災工事が実施されています。

この箇所は山側が急峻な地形で武儀川も隣接していることから、仮設道路の建設は困難で迂回路を通行する他ありませんでした。

しかし、迂回路とされた市道の道幅も狭く路線バスの通行が困難であったことから、市の負担により、予約制でのタクシー借り上げ方式による代替輸送で公共交通の維持が図られておりました。

もともと、県においては、市町村が公共交通の代替輸送を担う際に、財政的な支援を行っております。勿論、今回の山県市が実施した代替輸送の手法においても各種手続きを行えば県から市への財政支援を受けることが可能でした。

しかしながら、工事着手までの準備期間が長く確保できず、手続きを行うことが困難であったことから、今回の借り上げ方式での代替輸送は補助の対象とはなりませんでした。



## 「地域の实情に沿った公共交通を確立します」

県は、災害復旧工事等を実施する際に、仮設道路の建設や公共交通に対して運行経費の増分を補てん等の義務はありません。しかし地域の实情を十分に勘案した事業の進め方と、公共交通の継続に対する調整を行う責任はあるため、地域の实情に沿った公共交通の確立に向けて本会議にて提案を致しました。

### 現行の補助対象

- ・既存の公共交通を担うバス会社が迂回路を通る車両を用意する。
- ・迂回路を通れる車両を用意できる新たな交通事業者を手配し所要の手続きを取る。

### 補助制度の問題点

- ・地域によっては代替輸送を担う企業が限られる。
- ・地元との調整期間が限られているため補助対象となる手続きが困難。

### 【質問】

地域の实情や交通手段が限られた県民の皆様へ寄り添った観点から、災害復旧工事等にあたり、市町村が行うバス代替輸送に関する取り組みへの支援についてご所見をお尋ねいたします。



### 【答弁】

県では災害や工事等により路線の一部が通行止めとなり、必要な範囲で迂回運行する場合の運行経費を補助対象としております。

又、迂回路の幅員等の制約により、タクシーなど自主運行バス以外での輸送手段を検討せざるを得ない場合も、地域公共交通会議での合意等、所要の手続きを経て頂ければ補助対象となります。

しかしながら、議員ご指摘の通り、手続きに時間を要することや関係機関との連携の不十分さから、補助制度をうまく使うことができない事例がある事は認識しております。

このため、今後は市町村から地域の实情や交通手段に配慮する観点からの提案を伺う機会を設け、緊急事案に対応できる代替輸送に係る支援のあり方や、関係機関との緊密な連携による情報共有など手続きの円滑化について早期に実施します。

県と協議を行い地域の实情に応じた公共交通を実施していくため4月より公共交通によるバス運行は通常通り、大型車両は一定の時間帯で通行可能となりました。

大規模災害にも耐えうる改修工事を進めるため工期が延長しています。ご近隣の皆様にはご迷惑をおかけして申し訳ございません。 ※上記は2020年3月5日の質問です。